

令和 6 年 6 月 玉川村議会定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 6 年 6 月 7 日（金曜日）午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 請願の処理について（委員会付託）
- 日程第 5 陳情の処理について（委員会付託）

出席議員（１２名）

1 番	小 針 善 誠 君	2 番	堀 越 美 保 君
3 番	佐久間 福 男 君	4 番	円 谷 兼 一 君
5 番	岩 谷 幸 雄 君	6 番	大 羅 将 君
7 番	須 藤 安 昭 君	8 番	林 芳 子 君
9 番	飯 島 三 郎 君	10 番	三 瓶 力 君
11 番	石 井 清 勝 君	12 番	小 針 竹千代 君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大 越 健 一	会 計 年 度 任 用	須 藤 智 恵 子
---------	---------	-------------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

村 長	須 釜 泰 一 君	副 村 長	丹 内 一 彦 君
教 育 長	岡 崎 寛 人 君	総 務 課 長	須 田 潤 一 君
企画政策課長	添 田 孝 則 君	住 民 税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	塩 澤 春 美 君
健康福祉課長	坂 本 敬 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長	塩 田 敦 君
地域整備課長	高 林 浅 輝 君	事 務 局 長	
公 民 館 長	小 針 達 夫 君	教 育 課 長	小 針 武 彦 君
		遊 水 地 対 策 室 長	溝 井 浩 一 君

◎開会の宣告

○議長（小針竹千代君） ただいまの出席議員は12人であります。

定足数に達していますので、令和6年6月玉川村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（小針竹千代君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小針竹千代君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小針竹千代君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

3番 佐久間 福 男 議員

4番 円 谷 兼 一 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（小針竹千代君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの6日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの6日に決定しました。

◎村長の提案理由の説明

○議長（小針竹千代君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和6年玉川村議会6月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに何かとご多忙の中、ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

当面する重要な議案を提出いたしましたので、以下、提案理由についてご説明をいたしますが、それに先立ち、本年4月、令和6年春の叙勲におきまして、旭日双光章受章の栄に浴され、また、5月には令和6年度地方自治功労者知事表彰を受賞されました石森春男前村長に対しまして、お祝いの言葉を述べさせていただきます。

石森前村長におかれましては、平成19年4月30日に第7代玉川村長に就任され、以来、令和5年4月29日まで、4期16年の長きにわたり、村長として卓越した政治手腕とリーダーシップをもって、本村の産業、教育、文化、福祉などの向上に多大な貢献をされました。これらのご功績により、令和6年春の叙勲におきまして、旭日双光章受章の栄に浴されましたことは、誠にご同慶に堪えないところであります。

また、村勢の伸展と住民福祉の向上に力を尽くし、地方自治の振興と発展に貢献されたご功績により、令和6年度地方自治功労者知事表彰を受賞されました。心からお祝いとお喜びを申し上げます。

長年にわたり、村勢進展にご尽力いただきましたことに対し、改めまして敬意と感謝を申し上げますとともに、今後とも、村政各般にわたり、なお一層のご支援、ご協力を賜ります

ようお願いを申し上げます。

次に、村政に関する当面の諸課題等につきまして、所信の一端を述べさせていただきます。

私は、昨年4月30日に村民の皆様のご支援を賜り、第8代玉川村長に就任をいたしました。

村長就任から1年1か月余りが経過し、この間、時代とともに進化し、選ばれる、選んでいただける村づくりを基本コンセプトに、村民の皆様が安全に安心して快適に暮らせる生活環境、質の高い行政サービスを提供し、玉川村に生まれてよかった、住んでよかった、選んでよかったとお一人お一人が満足し、誇りの持てる、魅力ある、活力ある元気で豊かな玉川村を、村民の皆様の声やご意見をしっかりとお聴きし、対話を深めながら村民の皆様と一緒につくっていくことを目指し、人口減少対策を最重要課題の一つに掲げ、子ども・子育て支援や高齢者福祉の充実などの各種施策に取り組んでまいりました。

現在、地方自治体を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、待ったなしの対応が突きつけられております。これらの課題を正面から真摯に受け止め、果敢に挑戦し、解決し、具体的な形として、村民の皆さんの快適な生活、満足いく生活を確保していく必要があります。

そのためには、職員個々のスキルを高め、全体としての組織力を強化しなければなりません。接遇や法務、プレゼンテーションといった基礎的な研修はもとより、多様化する地域課題に対応していくため、職員の課題解決力や政策形成能力を強化するための研修等にも積極的に取り組み、組織力の向上を図ってまいります。

引き続き、進化と選ばれる村づくりの2つのキーワードを大事にしながら、臆することなく斬新な発想で各種施策に挑戦し、村民の皆さんが安全に安心して快適に暮らせる生活環境、質の高い行政サービスを提供してまいります。

また、村の最上位計画であり、長期的な村づくりの展望を示すとともに、将来像の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための第6次玉川村振興計画につきましては、計画期間が令和7年度末までとなっており、今年度より第7次玉川村振興計画の策定に向けて、基礎調査等を実施していくこととしております。

日々変化する社会情勢や村を取り巻く様々な課題等を踏まえ、アンケート調査をはじめ、6月中旬より各地区で開催する村民懇談会や、毎月開催している村民相談の日等において、村民の皆様のご意見などを幅広くお聴きしながら、長期的な展望に立ち、子供たちが夢を、若者が希望を、そして高齢者の皆様が生きがいを持てる玉川村の創造を目指して、しっかりと取り組んでまいります。

次に、国の経済状況等について申し上げます。

内閣府が公表した令和6年5月の月例経済報告によりますと、景気は、このところ足踏みも見られるものの、緩やかに回復しており、先行きについても、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとしております。

一方、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているほか、物価上昇、ウクライナや中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響、さらには令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要があるとされております。

特に、昨今の記録的な物価高騰については、未曾有の円安や、戦争や紛争等の地政学的リスク、それらに伴うエネルギー価格の上昇等、多くの要因が複雑に絡み合い、私たちの生活に大きな影響を及ぼしております。

また、政府による電気・ガス価格激変緩和事業についても、本年5月使用分までで支援が終了するほか、ガソリン等の価格高騰を抑制するために国が実施している燃料油価格激変緩和事業についても、4月末までの期限が一定期間延長されたものの、いつまで継続されるか先行きは不透明な状況であり、村民の皆様の暮らしや事業者の方々の経営に極めて大きな影響を与えるものと危惧しているところでありますので、引き続き、国や県の動きを注視するとともに、情報収集に努めてまいります。

さらに、国や地方自治体が行う公共工事等についても、様々な外的要因が絡み合う形でのエネルギー、資材等の物価高騰や、能登半島地震等の自然災害からの復旧等に起因する建築資材の調達困難など、工事費の増額や工期の延長など様々な影響が生じております。

本村におきましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の趣旨を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保に努めるとともに、玉川村工事請負契約約款等に基づき、賃金や物価水準の変動により請負代金が不适当となり、受注者からの協議の申出があった場合には、状況に応じて請負契約額の変更を行うなど、適切に対応してまいります。

次に、人口減少対策及び交流人口、関係人口の拡大についてであります。

急速に進む人口減少対策は喫緊の課題であり、人口減少が進めば地域の力も弱くなるという認識の下、村にお住まいの方々を支援し、地域コミュニティの維持や拡大に取り組んでいくため、今年度新たに、集落支援員制度を活用し、2名を採用いたしました。現在、各行政区や各組の実態調査を中心に地域を回らせていただいております。地域の実情や悩みを気軽に話せる雰囲気づくりと地域の力を引き出すための支援に向けて取り組んでおります。

今後、地域コミュニティや地域の伝統行事等の存続などを支援しながら、人口減少社会に対応できる様々な取組を検討してまいりたいと考えております。

これまで、移住者を取り込むためには、知らない地域や行ったことのない地域を移住候補地として選択しないという考え方の下、まずは交流人口拡大のための観光事業やアクティビティーの体験事業等に取り組み、積極的に情報発信を行ってまいりました。ようやくその実績が実り始め、民間雑誌社が発刊している「田舎暮らしの本」での「住みたい田舎ベストランキング」において、全国、村の部で総合部門8位に位置づけられました。また、それらに伴い、移住に係る相談も増えてきております。

さらに、今年度から新たに、たまかわくらしプロジェクトを推進しており、5月15日、移住相談者に対するワンストップ窓口として、すがまプラザ交流センター内に、たまかわくらしサポートセンターを設置いたしました。サポートセンターでは、移住コーディネーターや集落支援員が駐在しながら、生活に必要な住まいや仕事等の相談やサポートを行います。また、地域の方々などにも、たまかわくらし応援サポーターとして支援いただける方々をお願いするなど、移住を希望する方も含め、移住者等のサポート体制を強化してまいります。

また、村内での生活が体験できる、たまかわくらし体験住宅事業や、村内の空き家を利用したプレステイたまかわ事業、村内農家の作業支援を行いながら、観光なども楽しんでもらう農ワーケーション実証事業、地域事業者等の課題を解決するため、副業として新たな仕事を創出し、人材をマッチングしていく1人多役福業たまかわ創出事業を新たに実施してまいります。

引き続き、移住施策を強力に推進することとし、移住・定住に関する各種補助金等も含めた支援策を充実させながら、人口減少対策に取り組んでまいります。

次に、振興計画の5つの基本目標に沿って、令和6年度の主な施策の取組状況等についてご説明申し上げます。

まず、1つ目の「皆で支えあう福祉の村づくり」であります。

子ども・子育て支援につきましては、子育て世代の多様なニーズに対応した施策の展開と相談支援体制の充実を図るため、本年4月から村保健センター内にこども家庭センターを開設し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な相談支援や家庭訪問を実施するとともに、子育て家庭を包括的に支援する拠点として、従来の母子保健事業に加え、要支援、要保護家庭等への支援など、児童福祉機能の強化に努めております。

具体的には、妊産婦保健指導事業、母子保健相談指導事業、出産・子育て応援事業、子育

て世代包括支援事業、子ども・子育て支援事業などの実施により、必要なときに必要な支援を受けることができるよう、支援の継続を図ってまいります。

また、村が独自に実施しているたまかわっ子誕生祝金や、たまかわっ子子育て支援給付金等の支給、小中学校並びに認定こども園たまかわクックの森の児童生徒等の給食費の半額を補助している給食費負担軽減助成事業などの実施により、経済的な支援も含め、引き続き安心して子育てができる環境づくりを推進してまいります。

次に、高齢者の福祉の充実につきましては、高齢者等の生活の質、いわゆるＱＯＬ、クオリティー・オブ・ライフの向上を目指す実証事業として、昨年度より御用聞きサービス実証事業と移動販売実証事業を実施しております。

御用聞きサービス実証事業につきましては、高齢者や免許返納者等の移動をはじめ、買物や通院等の様々な日常生活のシーンにおいて、それぞれに応じた支援を行っていく事業となっており、実証初年度である令和５年度は、54名の方に登録をしていただきました。日常生活を送る上での新たな手段として、大変好評の声をいただいております。

一方、移動販売実証事業につきましては、昨今の異常気象もあり、野外に出て買物をするという行為自体がなかなか大変であることから、12月で一旦終了し、御用聞きサービスでの対応に切り替えることといたしました。

令和６年度も引き続き、本実証事業を実施し、国によるライドシェア等の交通施策の法整備なども注視しながら、村における地域交通の在り方の観点からも検討を続け、玉川モデルを構築してまいりたいと考えております。

次に、２つ目の「環境にやさしい安全・便利な村づくり」についてであります。

地域のデジタル化の推進につきましては、デジタル体験事業である手ぶらキャッシュレス事業について、今年度で３回目を迎えることから、これまでの指静脈による認証から顔認証による手ぶらキャッシュレス事業に切り替え、デジタルの利便性をより多くの方が気軽に体験いただけるよう、事業を進化させてまいります。

また、今年度、県において、申請手続や緊急災害情報等をスムーズに県民に周知、提供していくシステムを構築し、安心・安全の提供、利便性の向上に寄与するため、オールふくしまスマートシティ推進事業を展開していくこととなっておりますことから、村といたしましても本事業に参画し、取組を進めていくこととしております。

次に、３つ目の「活力ある村づくり」についてであります。

今年度新たに、総務省の地域経済循環創造事業補助金、いわゆるローカル10,000プロジェ

クトを活用した民間事業者による取組を支援することとしております。

本事業については、地域資源を活用し、地域課題への対応につながる事業、新規性がある事業について、産業界、大学等の教育・研究機関、銀行等の金融機関、地方公共団体等の連携により、地域の人材、資源、資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者等の初期投資費用を支援するものであり、民間事業者と国、村が一体となって、将来にわたっていわゆる富を生み出していく地域経済循環の仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、これからの村づくりには、にぎわい創出と交流の拡大が大事と考えており、本村における産業の振興及び活性化を図り、新たなにぎわいを創出するため、村内に新規出店する小売業、飲食業、サービス業等の対面販売を実施する事業者に対し、今年度から新たに創業支援事業補助金を創設いたしました。

本事業は、村内における空き店舗や空き家、そして自宅の一部を改装して新たに創業される方を対象に、改装費及び機械装置等の購入費用の一部を助成するものであり、対面販売による新規創業者を後押しし、新たに玉川村に来ていただくことで、より大きなにぎわいが創出できるものと考えております。

次に、4つ目の「人を育む村づくり」についてであります。

平成2年度から行っている中学2年生を対象とした国内研修事業につきましては、今年度も福島空港を利用して、7月24日から26日までの2泊3日の日程で沖縄県を訪問する予定としております。内容については、昨年同様、北中城村の中学生との交流をメインに、沖縄平和記念公園や、ひめゆりの塔視察による平和学習、さらには沖縄県特有のマリンスポーツ体験などを行うこととしており、生徒たちは異なる文化間での相互理解と友好の絆を深め、中学生としての広い視野と豊かな心を身につけてくれるものと大いに期待をしております。

次に、5つ目の「交流と協働の村づくり」についてであります。

村の人口減少対策を目的として、令和2年度に策定いたしました第2期玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、本年度が最終年度となることから、国のデジタル田園都市国家構想に合わせ、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とする新たな総合戦略を策定することとしております。

総合戦略については、玉川村人口ビジョンにおいて定めた目標人口を達成するための重要な戦略として位置づけておりますので、これまで進めてきた施策や事業の評価検証、優先度の見直し等を行い、村民の皆様のご意見等を踏まえながら、交流人口、関係人口の創出拡大や、豊かな自然環境を生かした取組など、人口減少、定住促進等の新たな対策を講じてまい

ります。

次に、村民懇談会につきましては、村民の皆様のご意見を直接お聴きすることができる機会として2年に一度開催しておりましたが、昨年度、令和5年度につきましては、私が4月30日に村長に就任し、皆様方から寄せられたご意見等を次年度の予算に反映する期間が確保できないというふうに判断させていただきまして、開催を見送りさせていただきました。

今年度につきましては、区長さんを通じまして村民の皆様へお知らせし、6月18日から7月18日までの日程で、村内11行政区で開催することといたしました。前回いただきましたご意見、ご要望等に対する取組の経過や結果等について報告するほか、玉川村振興計画や部活動の地域移行などをテーマに、村民の皆様のご意見等をお伺いし、令和6年度中に対応可能な案件につきましては迅速に対応するとともに、次年度以降の施策へ反映させてまいりたいと考えております。

また、昨年11月から村民の声をお聴きする日として、試験的に毎月1回、村長室を開放したところ、多くの村民の皆様にお越しいただき、様々なご意見をいただくことができました。

今年度からは、毎月22日を基本に村民相談の日を設定いたしまして、新たな広聴の手段として村民の皆様の自由な声やご意見を幅広くお聴きしながら、村政に生かしてまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊についてであります。

本村では、多くの地域おこし協力隊が活躍しており、広報たまかわ4月号でもお伝えしましたとおり、現在16名の隊員が様々な分野で活動しております。

地域おこし協力隊は、都市部の若者などが地方に移住して、おおむね1年以上3年以下の期間、地場産品の開発、農林水産業への従事等の地域協力活動を行いながら地域に定住、定着を図る取組として、平成21年に制度が創設されております。総務省発表の全国の地域おこし協力隊員の推移を見ますと、初年度である平成21年度は、隊員数89名、取組団体数31団体でしたが、令和5年度につきましては、隊員数7,200名、取組団体数1,164団体となっており、近年、地域おこし協力隊員を新たに受け入れる地方自治体が急激に増えてきております。

玉川村を選んで移住していただいた地域おこし協力隊員16名は、それぞれの人生における大きな決断をして移住し、慣れない生活の中、それぞれの分野において活動し、地域の活性化に向けて一生懸命取り組んでおります。村といたしましても、隊員の受入れ体制をさらに充実させるとともに、業務面のみならず、生活面も含めて万全の体制でサポートしてまいり

ます。

本村で活動している地域おこし協力隊は、それぞれの業務のほかに、昨年度から開催しております地域おこし協力隊フェスティバルや、今年度から参加する花いっぱい運動、水郡線活性化対策協議会等と連携した地域おこし協力隊イベントなどにおいて、全員が協力し、玉川村地域おこし協力隊として、一つの大きなまとまりとして参加することとしております。移住者としての新しい感性や刺激を地域に持ち込み、地域に新しい風を送り込み、活性化や振興につながるものと期待をしております。

次に、大規模プロジェクトの進捗状況等について申し上げます。

まず、阿武隈川遊水地群整備計画への取組につきましては、国では4月から5月にかけて、集団移転先となる代替地への移転を希望する方々を訪問し、移転希望先及び必要面積等を確認する意向調査を行ったところであります。国は、代替地の整備について、家屋においては5戸以上、園芸施設については2戸以上の移転希望があった場所を整備することとしており、現在、宅地にあつては竜崎字原作田地区と小高字稻荷畷地区を、施設園芸にあつては竜崎字四斗蒔地区と中字道上地区を候補地としております。

また、遊水地整備事業における課題の一つでもある完成後の地内利活用については、各分野の実務者から成る作業部会の初会合が3月30日に行われ、今後、町村ごとに地域の特色を反映させた利活用案を検討していくスケジュール等を確認、共有したところであります。

検討会では、地域の方々の遊水地内の利活用に対する意見や要望を把握するため、遊水地立地3町村の住民等を対象とした阿武隈川上流遊水地群の利活用に関する住民意向調査を行うこととしており、本村におきましては、村内の全世帯へ6月中に調査票が送付される予定となっております。

村といたしましては、遊水地が荒廃することなく有効に活用されるよう、国に適切な管理を求めていくとともに、引き続き国や県、関係団体と共に利活用の検討に積極的に関わってまいります。

次に、複合型水辺施設整備運営事業を中心としたかわまちづくり事業につきましては、複合型水辺施設、乙な駅たまかわの整備工事について、令和6年3月25日付で受託事業者より物価変動等による工事価格の増額について協議の申入れがあり、これまで村と受託事業者との間で8回にわたり協議を行ってまいりました。増額の主な要因は、能登半島地震の復旧等に起因する建築資材の調達困難や、未曾有の円安、ロシアのウクライナ侵攻の長期化、中東情勢の悪化等による物価高騰などの外部要因によるものであり、工事価格を変更せざるを得

ない状況となっております。

また、工事価格の変更につきましては、本定例会に一般会計補正予算及び契約変更議案として提出しておりますので、ご議決をいただき次第、激変する社会情勢に対応しながら、所期の目的のとおり、交流人口の拡大を図るため、本年8月末の施設完成、9月のオープンに向けてしっかりと事業を進めてまいります。

次に、旧須釜中学校校庭を活用した宅地造成事業につきましては、現在、西側のり面の地滑り防止工事を施工中であります。施行箇所の一部に固い地盤があり、当初設計の深層混合処理工の改良径のサイズでは施工が困難な状況にあることから、サイズをより細いものに変更し、削孔箇所を増やすことといたしました。

なお、この変更により工事費が増額となりますので、すま Plaza 校庭法面地すべり防止工事請負変更契約の締結について、本定例会に議案として提出をしております。

また、すま Plaza 宅地造成工事請負契約の締結についても、議案として提出しておりますので、ご議決をいただき次第、速やかに地滑り防止工事を竣工した上で宅地造成工事に着手し、年度内の完成に向けて進めてまいりたいと考えております。

今後は、販売価格や販売方法等についても早急に検討、決定し、東部地区全体の活性化とにぎわい創出に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、泉郷駅前整備によるにぎわいづくりににつきましては、今年度は、旧駒木根工業跡地を中心とした村のにぎわいづくりや活性化、さらには村民の皆さんにとって望ましい活用方法など、地域住民等によるワーキンググループを開催し、地域住民と村が一緒になって検討しながら基本構想を取りまとめていくこととしております。

また、水郡線開通90周年イベントとして、県や沿線市町村、水郡線活性化対策協議会等と連携しながら地域おこし協力隊イベントを実施する予定としております。村内で活躍している地域おこし協力隊16名はもちろんのこと、水郡線沿線の市町村や周辺市町村で活躍する地域おこし協力隊の協力を得ながら、水郡線利活用者や地域の方々へ活動内容をPRするとともに、子供から大人まで楽しめるイベントとして、にぎわい創出と交流の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、村道及び上下水道の整備についてであります。

まず、道路整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業により整備している村道中—17号線について、昨年度用地買収が完了した箇所の道路改良工事を実施いたします。令和3年度より着手している起点側からの継続工事を行い、令和7年度末の全線開通に向けてし

っかりと取り組んでまいります。

また、村道南－50号線につきましても、用地買収が完了したため、今年度より道路改良工事に着手いたしますが、旧須釜中学校校庭の宅地造成工事と隣接することから、工事間の連絡調整をしっかりと行い、令和7年度末の全線開通に向けて取り組んでまいります。

次に、上水道につきましては、水道未普及地域の解消に向けた取組として、水源地や浄水場の整備工事を昨年度から繰越工事として発注しており、今年の秋に工事を完成させ、一部区間について供用開始する予定としております。現在、河平地区等、県道飯野三春石川線の管路布設の工事発注に向けた準備を進めており、今後も給水区域の拡大や水道普及率の向上に取り組んでまいります。

また、村の地域防災計画で指定する避難施設である重要給水施設への老朽配水管更新事業として、小高字丑久保地内の村道Ⅱ－6号線の配水管を更新するための発注準備を進めており、地震に強い耐震管へ切替えを行い、安定した水道水の提供を継続してまいります。

次に、下水道につきましては、農業集落排水事業玉川地区の污水处理施設を今年の秋に完成させ、区域内の一部地域について供用開始する予定としております。昨年度から繰越工事として発注している管路布設工事や、今年度の管路布設工事につきましても、管路布設延長の進捗率を高めるため事業推進を図りながら、処理区域内の管路布設エリアを順次拡大させていき、農業用排水の水質向上と公共用水域の水質保全に取り組んでまいります。

それでは、提出議案についてご説明を申し上げます。

議案第43号 令和6年度玉川村一般会計補正予算（第1号）につきましては、複合型水辺施設整備事業に係る工事費の増額に伴い、令和5年3月定例会において、令和4年度玉川村一般会計補正予算（第6号）で設定した債務負担行為について、限度額を増額変更するとともに、今年度の整備費について、750万円を増額するものであります。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく、地方公共団体における基幹業務システムの標準化に係る経費として、3,663万円を新たに計上いたしました。

これらによる一般会計補正予算の総額は4,702万5,000円となり、本年度予算の累計は48億2,502万5,000円となります。

また、特別会計につきましては、玉川村国民健康保険特別会計について、所要の経費を計上いたしました。

その他の議案といたしましては、報告が令和5年度玉川村一般会計繰越明許費についてなど4件、条例が玉川村税条例の一部を改正する条例など5件、その他の議案が、すまみプラ

ザ宅地造成工事請負契約の締結について、複合型水辺施設の整備・運営事業「施工に関する変更契約」の締結についてなど3件で、いずれも村政執行上重要な案件であります。

提案いたしました議案の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重にご審議の上、速やかなご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎請願の処理について（委員会付託）

○議長（小針竹千代君） 日程第4、請願の処理についてを議題とします。

5月30日までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願・陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会に付託いたしますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。

◎陳情の処理について（委員会付託）

○議長（小針竹千代君） 日程第5、陳情の処理についてを議題とします。

5月30日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました請願・陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会に付託しますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（小針竹千代君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時35分）